



金 沢 市 公 報

第 2 8 8 5 号

平成28年(2016年)11月21日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
● 告 示	
○自転車等を移動し、保管したことについて (歩ける環境推進課)	1
○自転車等を撤去し、保管したことについて (")	2
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための医療を担当させる機関の指定について (生活支援課)	3
○生活保護法等の規定に基づく指定医療機関の事業の廃止について (")	3
○生活保護法等の規定に基づく医療扶助等のための施術を担当させる者の指定について (")	3
○生活保護法等の規定に基づき指定を受けた施術者の施術所の所在地の変更について (")	4
○児童福祉法の規定による事業者の指定について (障害福祉課)	4

● 公 告	
○予防接種を行う医師について(2件) (健康政策課)	4
○浄化槽保守点検業者の登録事項の変更について (環境指導課)	5
● 選挙管理委員会告示	
○平成28年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (選挙管理委員会)	5
○平成28年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名等を記載した書面の縦覧の場所について (")	5
● 監査公表	
○監査公表(第24号) (監査事務局)	6
● 農業委員会告示	
○平成28年第11回金沢市農業委員会総会の招集について (農業委員会事務局)	8

告 示

●金沢市告示第319号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項(同条例第17条第3項において準用する場合を含む。)の規定により自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条(同規則第13条において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

- 移動し、保管した自転車等が駐車してあった駐車場又は暫定自転車等駐車場の名称
 金沢市営金沢駅第1自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第2自転車駐車場
 金沢市営金沢駅第3自転車駐車場
 金沢市営金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営金沢駅西広場地下自転車駐車場
 金沢市営本町2丁目自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営西金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅東自転車駐車場
 金沢市営東金沢駅西自転車駐車場
 金沢市営森本駅東第1自転車駐車場
 金沢市営森本駅西自転車駐車場

- 金沢市営野町駅前自転車駐車場
- 金沢市営馬替駅前自転車駐車場
- 金沢市営額住宅駅前自転車駐車場
- 金沢市営割出駅前自転車駐車場
- 金沢市営三ツ屋駅前自転車駐車場
- 金沢市営蚊爪駅前自転車駐車場
- 金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場
- 金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 金沢市営片町広場自転車駐車場
- 金沢市営森本駅東第2自転車駐車場
- 金沢市営金沢駅西暫定自転車駐車場

2 移動し、保管した自転車等の台数

- 自転車 112台
- 原動機付自転車 3台

3 自転車等を移動し、保管した日

平成28年10月1日から同月31日まで

4 移動し、保管した自転車等の返還を申し出る場所

- 金沢市此花町3番2号
- 公益財団法人金沢まちづくり財団

5 移動し、保管した自転車等を返還する日時及び場所

- 日時 平成28年11月21日から平成29年2月20日まで
- 午前10時から午後7時まで
- 場所 金沢市問屋町2丁目95番地
- 金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第320号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第9条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

1 撤去し、保管した自転車等を撤去した場所及び台数

撤去し、保管した自転車等を撤去した場所	撤去し、保管した自転車等の台数	
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	2台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車	1台
此花町地内	自 転 車	1台
安江町地内	自 転 車	1台
木倉町地内	自 転 車	1台
鱗町地内	自 転 車	1台
木ノ新保町地内	自 転 車	1台
木ノ新保町地内	原 動 機 付 自 転 車	1台
戸水1丁目地内	自 転 車	2台
西念4丁目地内	自 転 車	1台
十三間町地内	自 転 車	1台
片町1丁目地内	自 転 車	2台
みどり3丁目地内	自 転 車	1台

大桑町地内	自 転 車	1 台
米泉9丁目地内	自 転 車	1 台
田上本町地内	原 動 機 付 自 転 車	1 台
畝田西2丁目地内	自 転 車	1 台
小立野2丁目地内	自 転 車	1 台
泉3丁目地内	自 転 車	1 台

- 2 撤去し、保管した自転車等を撤去し、保管した日
平成28年10月1日から同月31日まで
- 3 撤去し、保管した自転車等を返還する期間及び場所
- (1) 期間
平成28年11月21日から平成29年5月20日まで
- (2) 場所
金沢市問屋町2丁目95番地
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	指定年月日
中央通町あおぞら薬局	金沢市中央通町11番50号	平成28年9月1日
耳鼻咽喉科なかいずみクリニック	金沢市田上の里2丁目145番地	平成28年10月1日
おだ薬局	金沢市直江町ト1番地1	平成28年9月7日
かたいこ薬局	金沢市八日市1丁目667番地 ラビアン101	平成28年10月5日
瑠璃光薬局 西念店	金沢市西念3丁目16番23号	平成28年11月1日
きむら尾張町クリニック	金沢市尾張町2丁目6番2号	平成28年11月1日

●金沢市告示第322号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

名 称	所 在 地	廃止年月日
中央通町あおぞら薬局	金沢市中央通町9番20号	平成28年8月31日
耳鼻咽喉科なかいずみクリニック	金沢市田上の里2丁目145番地	平成28年9月30日
丸医院	金沢市芳斉2丁目9番18号	平成28年10月31日

●金沢市告示第323号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場

合を含む。)の規定により医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を指定したので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所		指 定 年 月 日
	名 称	所 在 地	
斎藤 彰	はあーと接骨院	金沢市西都1丁目63番地	平成28年10月24日
渋谷 利之	学校法人 木島学園 木島接骨院	金沢市山の上町4番22号	平成28年11月1日

●金沢市告示第324号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定により指定を受けた施術者から施術所の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

施 術 者	施 術 所			変 更 年 月 日
	名 称	所 在 地		
		変 更 前	変 更 後	
山田 辰徳	スポーツマッサージ金沢	金沢市春日町3番15号	金沢市田上さくら2丁目104番地	平成28年9月1日

●金沢市告示第325号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により告示します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	主たる対象者	指 定 年 月 日
1750102590	放課後プラス いずみの	金沢市泉野町 1丁目4番地 4 北川ビル 1F	こどもプラス かなざわ株式 会社	金沢市石引1 丁目16番2号	児童発達支援 放課後等デイ サービス	特定無し	平成28年 11月1日
1750102608	ココアーク (cocoarc)	金沢市荒屋1 丁目107番地	株式会社GA RN	金沢市荒屋1 丁目75番地1	放課後等デイ サービス	知的障害児 発達障害児	平成28年 11月1日

公 告

予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項の規定によるA類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項本文の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
浅地 孝能 小幡 武司 中山 みどり 松岡 歩 中村 充宏	うきた産婦人科医院	金沢市新神田4丁目7番25号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定によるB類疾病の予防接種について、当該予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した医師により行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項本文の規定により次のとおり公告します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

予防接種を行う 医師の氏名	予 防 接 種 を 行 う 主 た る 場 所	
	医 療 機 関 名	所 在 地
中山 みどり	うきた産婦人科医院	金沢市新神田4丁目7番25号
堀 有行	金沢医科大学病院	河北郡内灘町大学1丁目1番地

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成28年11月21日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	変更登録年月日
16	金沢市清掃株式会社	金沢市東力2丁目47番地48番地	平成28年10月27日
11	北陸総合ビル管理株式会社	金沢市新保本4丁目26番地1	平成28年10月31日

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第80号

平成28年12月2日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成28年12月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

●金沢市選挙管理委員会告示第81号

平成28年12月3日現在の在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合及び平成6年5月1日前に住民基本台帳に登録されることがある者であって、同日以後いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがないものである場合には、その者の氏名、経由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の7第1項の規定による縦覧の場所を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示します。

平成28年11月21日

金 沢 市 選 挙 管 理 委 員 会

場 所 金沢市広坂1丁目1番1号
金沢市選挙管理委員会

備 考 縦覧日時は、平成28年12月3日から同月7日までの間、
毎日午前8時30分から午後5時まで

監 査 公 表

●金沢市監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により実施した財政援助団体等監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により当該報告を公表します。

平成28年11月21日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	村	哲	郎
金沢市監査委員	田	中	展	郎
金沢市監査委員	松	井	純	一

第1 監査の概要

1 監査対象の団体名、所在地及び所管局課

団 体 名	所 在 地	所 管 局 課
公立大学法人 金沢美術工芸大学	金沢市小立野5丁目11番1号	都市政策局 企画調整課
社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会	金沢市高岡町7番25号	福祉局 福祉総務課 生活支援課 長寿福祉課 こども政策推進課
公益財団法人 横浜記念金沢の文化創生財団	金沢市広坂1丁目1番1号	文化スポーツ局 文化政策課

2 監査を執行した監査委員

西村賢了、中村哲郎、田中展郎、松井純一

3 監査の範囲

平成27年度の出納その他の事務（ただし、必要と認められた平成28年度及び平成26年度以前の事務を含む。）

4 監査の期間

平成28年7月11日から同年11月11日まで

5 監査の方法

監査は、出資団体の事業の運営が出資目的に沿って行われているか、補助金等を受けている団体の当該補助金等に係る収支の会計経理が適正か、公の施設の管理に係る事務が適正かを主眼として実施した。

監査に当たっては、あらかじめ必要があると認められる監査資料の提出を求め、抽出により事業の実施状況、経営成績、財政状態及び経理状況について調査を行うとともに、関係帳票の照合及び通査並びに関係職員から説明の聴取を実施した。

主な監査帳票

公立大学法人 金沢美術工芸大学	定款及び会計規則等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会	定款及び経理規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、支出負担行為何書、事業計画書、補助金等交付申請書及び実績報告書、出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類、公の施設の管理に関する協定書

公益財団法人 横浜記念金沢の文化創生財団	定款及び会計規程等諸規程、決算書等諸帳簿、預金通帳等証拠書類、事業計画書、 出納関係帳票、収入伝票、支払伝票、振替伝票、領収書等証拠書類
-------------------------	---

6 団体の概要

(1) 公立大学法人 金沢美術工芸大学

ア 設立及び目的

金沢の歴史と風土に培われた「ものづくりの精神」を受け継ぎ、美術・工芸・デザインの分野における専門の理論と技術を研究し教授することを通じて、広い視野と豊かな感性を兼ね備えた人材を育成するとともに、知と創造の拠点として、研究成果の社会還元や次代を拓く新たな芸術の発信を行い、もって文化の向上と地域社会ひいては国際社会の発展に寄与することを目的に昭和21年11月に設立され、平成22年4月からは公立大学法人に移行している。

イ 本市との関係

(ア) 出資状況

資本金3,139,739千円の全額（出資割合100%）

（公立大学法人移行の際、土地・建物を現物出資している）

(イ) 補助金等の交付状況（平成27年度）

金沢美術工芸大学運営費交付金

標準運営費交付金 741,064千円

特定運営費交付金 99,920千円

施設整備費等補助金 23,909千円

(2) 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

ア 本市との関係

(ア) 補助金等の交付状況（平成27年度）

金沢市社会福祉協議会事務事業交付金 52,967千円

金沢市福祉奉仕活動育成事業交付金 5,000千円

地域福祉活動相互啓発活性化事業交付金 450千円

いきいき福祉バス借上費補助 59千円

生活つなぎ資金貸付金 946千円

いきいきギャラリー運営費補助 1,458千円

保育所職員研修費補助金 450千円

保育所長等研修費補助金 200千円

こどもすくすくランド開催費補助 1,600千円

(イ) 指定管理の状況（平成27年度）

指定管理委託料 69,284千円

施 設 名
※金沢市松ヶ枝福祉館、※金沢福祉用具情報プラザ

※印は実査を行った施設である。

(3) 公益財団法人 横浜記念金沢の文化創生財団

ア 設立及び目的

金沢に伝承されてきた優れた文化遺産、伝統芸能、好ましい隣保関係を、次代を担う若人達に引き継ぐとともに、優れた文化的遺産等の保全、修景、新たな地域文化・コミュニティの創生を図り、もって活力と潤いのある住みよいまちづくりの推進に寄与することを目的に平成3年9月に設立され、平成24年4月からは公益財団法人に移行している。

イ 本市との関係

出資状況

基本財産129,160千円のうち70,000千円（出資割合54.2%）

第2 監査の結果

1 公立大学法人 金沢美術工芸大学

出資団体の事業の運営及び補助金等に係る収支の会計経理は、次のとおり改善が望まれる事項があったので、内容を十分把握して適切な措置を講じられたい。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

[改善意見（改善が望まれる事項）]

【公立大学法人 金沢美術工芸大学】

卒業優秀作品の買上げについては、所蔵数が年々増加し、その多くが十分活用されていないので、有効活用の方策とともに今後の購入のあり方を検討することが望まれる。

【都市政策局 企画調整課】

卒業優秀作品の有効活用と購入のあり方について、適切な指導監督を行うことが望まれる。

2 社会福祉法人 金沢市社会福祉協議会

補助金等に係る収支の会計経理及び公の施設の管理に係る事務は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

3 公益財団法人 横浜記念金沢の文化創生財団

出資団体の事業の運営は、監査した範囲においては適正に執行されていると認められた。

なお、公表すべき事項には至らなかったが、改善を必要とする事項等については、団体理事長及び所管課長にその旨指示したので、記述を省略した。

第3 監査の結果に関する報告に添える意見

1 公立大学法人金沢美術工芸大学におけるガバナンスの強化について

金沢美術工芸大学は、平成22年4月より公立大学法人に移行し、より自律的で弾力的な大学運営を行うこととなったが、今回の監査においては、支出事務等に不適切な執行が見受けられた。これらはコンプライアンス意識の不足やチェック体制の不備によるものである。

折しも、本年は大学創立70周年を迎え、現在、キャンパスの移転整備に向けた基本構想が検討され、新たな知と創造の拠点としてさらなる飛躍が期待されていることから、学内におけるガバナンスの強化により一層取り組まれたい。

農 業 委 員 会 告 示

●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により平成28年第11回金沢市農業委員会総会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第3条第1項の規定により次のとおり告示します。

平成28年11月21日

金沢市農業委員会

会長 朝 倉 忍

1 日時

平成28年11月28日午後3時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (4) 非農地証明願について
- (5) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について
- (6) 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

平成28年(2016年)11月21日 印刷

発行人

金 沢 市

平成28年(2016年)11月21日 発行

発行所

金 沢 市 役 所

定価 120円

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

(株) 共 栄